



提供年月日：令和7年(2025年)12月2日

部 局 名：琵琶湖環境部
所 属 名：環境政策課
係 名：環境管理係
担 当 者 名：岡田、西村
連絡先(内線)：077-528-3357 (3357)
E-mail : de0003@pref.shiga.lg.jp

部 局 名：琵琶湖環境部
所 属 名：循環社会推進課
係 名：廃棄物対策室廃棄物指導係
担 当 者 名：岩本、岡田
連絡先(内線)：077-528-3473 (3473)
E-mail : df0003@pref.shiga.lg.jp

令和6年度廃棄物焼却炉のダイオキシン類の行政検査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン特措法」という。）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規制対象とされている廃棄物焼却炉について、令和6年度に県が実施した排出ガスおよびばいじんのダイオキシン類の行政検査結果を取りまとめましたので、「別紙」のとおりお知らせします。

内容

1 行政検査について

ダイオキシン特措法および廃棄物処理法に基づき、ダイオキシン類の排出基準の遵守状況等を確認するため、県が立入りをを行い、排出ガスおよびばいじんに含まれるダイオキシン類濃度の測定を実施したものです。

2 行政検査結果の概要

令和6年度は、排出ガスについては12施設において、ばいじん処理物については9施設において、ダイオキシン類の行政検査を実施しました。

その結果、ダイオキシン類濃度の基準の超過はありませんでした。

1 目的

ダイオキシン特措法および廃棄物処理法に基づくダイオキシン類の排出基準の遵守状況等の確認のため、廃棄物焼却炉における排出ガスおよびばいじんの検査を実施したものです。

令和6年度は県内（大津市除く※）に設置されている廃棄物焼却炉等102施設（令和6年4月1日時点）のうち、12施設において排出ガスの検査を行いました。ばいじんは市町・一部事務組合が設置する一般廃棄物焼却処理施設の9施設において検査を行いました。

（※大津市に所在する施設については、大津市長へ届け出られます。）

2 検査結果（排出ガス）

検査結果は以下のとおりです。基準超過はありませんでした。

廃棄物焼却炉（廃棄物処理法許可等対象施設）

	事業場名 (所在地)	検査日	排ガス中の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		判定
			検査結果	基準値	
1	大阪シーリング印刷株式会社 滋賀工場第二事業所(2号炉) (米原市大清水 613-3)	R6.7.9	0.000056	5	適合
2	彦根市清掃センター(1号炉) (彦根市野瀬町 279-1)	R6.9.10	0.0026	5	適合
3	近江八幡市環境エネルギーセンター(2号炉) (近江八幡市竹町 1143)	R6.9.30	0.000067	5	適合
4	株式会社カンパ (蒲生郡日野町大字奥之池渡り山 553-1)	R6.10.24	0.015	1	適合
5	草津市立クリーンセンター(1号炉) (草津市馬場町 1200-25)	R6.11.13	0.00027	1	適合
6	甲賀広域行政組合衛生センター(1号炉) (甲賀市水口町水口 6677)	R6.11.26	0.015	5	適合
7	甲賀広域行政組合衛生センター(2号炉) (甲賀市水口町水口 6677)	R6.11.26	0.038	5	適合
8	喜楽鋳業株式会社 石部工場(1号炉) (湖南市石部口二丁目7番33号)	R6.1.15	0.055	5	適合
9	中部清掃組合 日野清掃センター(1号炉) (蒲生郡日野町北脇 1-1)	R7.1.23	0.000053	1	適合
10	野洲クリーンセンター(2号炉) (野洲市大篠原 3335)	R7.2.10	0.030	5	適合
11	守山市環境センター(1号炉) (守山市環境学習都市宣言記念公園 1-2)	R7.2.13	0.0054	5	適合
12	守山市環境センター(2号炉) (守山市環境学習都市宣言記念公園 1-2)	R7.2.13	0.0023	5	適合

注1：表は、ダイオキシン特措法に基づく届出施設であって、廃棄物処理法に基づく許可施設（焼却能力 200kg/時または火格子面積 2.0m²以上の焼却炉等）、もしくは届出施設（市町等設置の一般廃棄物焼却施設）。また、廃棄物処理法に基づく施設許可対象未満の規模であるが、廃棄物処理法に基づく中間処理業（焼却）の用に供する廃棄物焼却施設。

注2：表に記載されている事業場名および所在地は、公表日現在。

3 検査結果（ばいじん処理物）

検査結果は以下のとおりです。基準超過はありませんでした。

（1）一般廃棄物焼却処理施設（市町・一部事務組合が設置する施設）

	事業場名 (所在地)	検査日	ばいじん処理物の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/g)	
			検査結果	基準値
1	近江八幡市環境エネルギーセンター (近江八幡市竹町 1143)	R6.9.30	0.38	3
2	草津市立クリーンセンター (草津市馬場町 1200-25)	R6.11.18	0.10	
3	中部清掃組合日野清掃センター (蒲生郡日野町北脇 1-1)	R7.1.23	0.063	
4	野洲クリーンセンター (野洲市大篠原 3335)	R7.2.10	0.26	
5	守山市環境センター (守山市環境学習都市宣言記念公園 1-2)	R7.2.19	0.58	
6	栗東市環境センター (栗東市六地藏 31)	R7.2.18	0.38	

(2) 一般廃棄物焼却処理施設（市町・一部事務組合が設置する施設）【旧炉】

※旧炉については注2により基準は適用されません。

	事業場名 (所在地)	検査日	ばいじん処理物の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/g)	
			検査結果	—
1	彦根市清掃センター (彦根市野瀬町 279-1)	R6.9.10	0.32	基準値は ありません
2	湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ (長浜市八幡中山町 200)	R6.10.17	0.41	
3	甲賀広域行政組合衛生センター (甲賀市水口町水口 6677)	R6.11.26	1.0	

注1：(1)の表に掲げる施設において生じたばいじんについて、基準値を超える場合は、特別管理一般廃棄物として取り扱う必要があります。

注2：(2)の表に掲げる、平成12年1月15日において現に設置され、または設置の工事がされていた廃棄物焼却施設（旧炉）において生じたばいじんについては、セメント固化や薬剤処理等により適正に処理されている場合、基準は適用されません。

注3：(1)および(2)の表に記載されている事業場名および所在地は、公表日現在。

【参考】

○排出ガス中のダイオキシン類の排出基準について

廃棄物焼却炉	焼却能力	新設施設	既存施設	備考
	4t/h以上	0.1	1	新設施設とは平成9年12月2日（廃棄物処理法に基づく許可施設もしくは届出施設以外の施設は平成12年1月16日）以降の設置施設である。 既存施設とはこれらの日に現に設置されている施設である。
	2t/h以上 ～4t/h未満	1	5	
	2t/h未満	5	10	

（単位：ng-TEQ/m³N）

○単位について

ng（ナノグラム）：10億分の1グラムを意味する。

TEQ：毒性等量（Toxicity Equivalency Quantity）。ダイオキシン類には多くの異性体が存在し、異性体間で毒性の強さが異なることから、ダイオキシン類の量は、各異性体の測定値にそれぞれの毒性の強さに応じて設定されている国際毒性等価係数（I-TEF；International Toxicity Equivalency Factor）を乗じた値の総和で評価する。I-TEFは、ダイオキシン類の中で最も毒性が強いとされている 2,3,7,8-TeCDD（2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン）の毒性を1として設定されている。単純な質量ではないことを示すため、質量の単位にTEQを付して表記する。

m³N：気体は温度や圧力によって体積が変化するので、排出ガスの体積は標準状態（0℃、1気圧）における体積に換算して表すこととされている。体積の単位に、標準状態に換算した値であることを示すN（ノルマル）を付して表記する。

○ダイオキシン類に係る廃棄物処理法とダイオキシン特措法の規制について
(廃棄物焼却炉に係るもの)

<u>廃棄物処理法 許可対象施設</u>	<u>ダイオキシン特措法 届出対象施設</u>
(焼却能力200kg/時または 火格子面積2.0㎡以上の焼却炉等) ○施設設置の許可(第8条、第15条) ○許可施設の構造基準(第8条の2、第15条の2) ○許可施設の維持管理基準(ダイオキシン類排出濃度を含む)(第8条の3、第15条の2の3) ○維持管理基準に適合していないと認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第9条の2、第15条の2の7) ○市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出(第9条の3)	(焼却能力 50kg/時または 火床面積 0.5㎡ 以上の焼却炉) ○施設設置の届出(第12条) ○ダイオキシン類の排出濃度の基準値(第20条) ○排出基準超過が継続するおそれがあると認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第22条) ○施設設置者による自主検査結果の県へ報告、県による当該結果の公表(第28条)
<u>全ての廃棄物焼却施設</u> ○一般廃棄物処理基準または(特別管理)産業廃棄物処理基準に従った処理 (廃棄物処理法第6条の2、第12条、第12条の2) ※ 廃棄物を焼却する場合は、使用する<u>焼却設備の構造および焼却の方法</u>が定められている。 <u>ばいじんおよび燃え殻の処理基準</u> 廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじんおよび燃え殻については、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/g を超えるものは、廃棄物処理法に基づく特別管理産業(一般)廃棄物に該当し、その処理基準に従った処理が必要となる。 (ただし、平成12年1月15日において現に設置され、又は設置の工事がされていた施設において生じたばいじんおよび燃え殻については、廃棄物処理法が定める方法により処分を行う場合に限り、特別管理産業(一般)廃棄物に係る処理基準は適用されない。)	